

6. だれもが住みよいまちづくり条例抜粋

目 次

1. だれもが住みよい福祉のまちづくり条例	444
2. だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則	448
3. 設計編の見方	462
4. 基準等の基本的な考え方	464
5. 道 路	468
(1) 歩 道 等	468
(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	470
(3) 案内表示	472
(4) その他の設備	474
6. 公 園	476
(1) 出 入 口	476
(2) 園 路	478
(3) 便 所	480
(4) 駐 車 場	482
(5) 案内表示等	484
(6) 附 帯 設 備	488

※H11. 4 施設整備マニュアルより抜粋

1. [だれもが住みよい福祉のまちづくり条例]

[平成8年7月10日
宮城県条例第22号]

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する基本的施策
(第7条—第16条)

第3章 公益的施設の整備(第17条—第20条)

第4章 指定施設の整備(第21条—第27条)

第5章 公共車両等及び公共工作物の整備(第28条)

第6章 住宅及び住環境の整備(第29条—第30条)

第7章 雑則(第31条—第33条)

附則

高齢者も若者も、障害のある人もない人もすべての人が個人として尊重され、共に支え合いながら安心して生活を営むことのできる社会の実現は、宮城に暮らす私たちすべての願いである。

こうした社会を実現するためには、高齢者、障害者等の日常生活又は社会生活を営む上での様々な障壁を取り除き、高齢者、障害者等が自らの意思で自由に移動し、心豊かに住み慣れた地域に住み続け、社会のあらゆる分野の活動に参加することができるだれもが住みよい福祉のまちづくりに取り組むことが必要である。

だれもが住みよい福祉のまちづくりに取り組むことは、福祉とまちづくりとを結び付け、新たな文化を創造することである。私たちは、宮城の地にこの文化を根づかせ、将来の世代に引き継がなければならない。

ここに、私たちは、だれもが高齢者、障害者等となりうることを自覚するとともに、高齢者、障害者等にとって住みよいまちがだれにも住みよいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせて住みよい宮城の実現のためにたゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

第1章

総則

目的

第1条 この条例は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、高齢者、障害者等を始めすべての県民が安心して生活を営むことのできる住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

定義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) だれもが住みよい福祉のまちづくり 高齢者、

障害者等が施設、物品、サービス等を円滑に利用できるようにするためにこれらの整備を行うことその他の高齢者、障害者等の社会のあらゆる分野の活動への参加を促進するために必要な環境の整備を行うことをいう。

(2) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、妊産婦等で日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。

(3) 公益的施設 病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、官公庁の庁舎、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設及びこれに準ずる施設で、規則で定めるものをいう。

県の責務

第3条 県は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項のだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する総合的な施策の策定及び実施に当たっては、

市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

市町村の責務

第4条 市町村は、当該市町村の区域の実情に応じただれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施するだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

事業者の責務

第5条 事業者は、その事業活動に関し、自ら進んでだれもが住みよい福祉のまちづくりに取り組むとともに、県及び市町村が実施するだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

県民の義務

第6条 県民は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関し、理解を深め、自ら進んで取り組むとともに、県及び市町村が実施するだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策に協力する責務を有する。

第2章

だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する基本的施策

基本方針等

第7条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

- (1) すべての県民がだれもが住みよい福祉のまちづくりに関する理解を深め、自主的かつ積極的にだれもが住みよい福祉のまちづくりに取り組むよう意識の高揚を図ること。
 - (2) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう公益的施設等の整備を促進すること。
 - (3) 高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活することができるよう住宅及び住環境の整備を促進すること。
- 2 知事は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前項の基本方針に基づき、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

情報の提供

第8条 県は、だれもが住みよい福祉のまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、適切な情報の提供を行うものとする。

福祉教育の充実等

第9条 県は、高齢者、障害者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心をはぐくむため、高齢者、障害者等の福祉に関する教育の充実及び学習の機会の提供に努めるものとする。

ボランティア活動の促進

第10条 県は、県民及び事業者が高齢者、障害者等の福祉に関するボランティア活動を実践できるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

防災上の配慮

第11条 県は、防災に関し、高齢者、障害者等に配慮した情報の提供、避難のための施設の確保等の施策の推進に努めるものとする。

福祉用具等の研究等の促進等

第12条 県は、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成5年法律第38号）第2条に規定する福祉用具等に関する研究及び技術開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

保健福祉サービスの効果的提供

第13条 県は、高齢者、障害者等が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むために必要な保健福祉に関するサービスが効果的に提供されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

推進体制の整備

第14条 県は、県、市町村、事業者及び県民が一体となってだれもが住みよい福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

表彰

第15条 知事は、だれもが住みよい福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

財政上の措置

第16条 県は、だれもが住みよい福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章

公益的施設の整備

整備基準

第17条 知事は、公益的施設の構造及び設備の整備に関し、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公益的施設の区分に応じて規則で定める。

整備基準の遵守

第18条 公益的施設の新築、新設、増築、改築、移転、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の様様替（以下「新築等」という。）をしようとする者（施設の用途を変更して公益的施設としようとする者を含む。）は、整備基準を遵守しなければならない。

2 公益的施設を所有し、又は管理する者は、当該公益的施設について整備基準に適合するよう整備に努めなければならない。

維持保全

第19条 公益的施設を所有し、管理し、又は占有する者は、整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

適合証の交付等

第20条 公益的施設を所有し、又は管理する者は、当該公益的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公益的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、適合証の交付を受けている者の同意を得て、当該適合証に係る公益的施設が整備基準に適合している旨を公表することができる。

第4章

指定施設の整備

新築等の届出等

第21条 公益的施設のうち規則で定める規模のもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者（施設の用途を変更して指定施設としようとする者を含む。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

指導及び助言

第22条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

工事の完了の届出

第23条 第21条の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

検査等

第24条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る指定施設の整備基準への適合の状況について検査を行うものとする。

2 知事は、前項の検査を行った場合において、当該指定施設が第21条の規定による届出の内容と異なると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

勧告

第25条 知事は、指定施設の新築等をしようとする者が第21条の規定による届出を行わずに当該指定施設の新築等の工事に着手し、又は施設の用途を変更して指定施設としたと認めるときは、その者に対し、当該届出を行うべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、第21条の規定による届出をした者（第23条の規定による届出をした者を除く。）が第21条の規定による届出の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該届出の内容に従った工事を行う

べきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 3 知事は、第22条又は前条第2項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由がなく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことを勧告することができる。

適合状況の報告等

第26条 知事は、この章の規定の施行の際現に存する指定施設（新築等の工事中のものを含む。以下「既存指定施設」という。）を所有し、又は管理する者に対し、特に必要があると認めるときは、当該既存指定施設の整備基準への適合の状況の報告を求め、又は必要な指導及び助言を行うことができる。

報告の徴収及び立入調査

- 第27条** 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該指定施設の整備基準への適合の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設の整備基準への適合の状況について調査させ、又は関係者に質問させることができる。
 - 3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第5章

公共車両等及び公共工作物の整備

公共車両等及び公共工作物の整備

- 第28条** 鉄道の車両、自動車その他の旅客の運送の用に供する車両等で規則で定めるもの（以下「公共車両等」という。）又は案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるもの（以下「公共工作物」という。）を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等又は当該公共工作物について、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。
- 2 知事は、公共車両等及び公共工作物の整備を促進するため特に必要があると認めるときは、公共車両等又は公共工作物を所有し、又は管理する者に対し、整備の状況その他必要な事項について報告を求め、又は必要な指導及び助言を行うことができる。

第6章

住宅及び住環境の整備

住宅及び住環境の整備等

- 第29条** 県民は、その所有する住宅について、居住する者が身体の機能の状況に応じて安全かつ快適に生活できるよう整備に努めなければならない。
- 2 県民は、その居住する地域において、高齢者、障害者等に配慮した住環境の整備及び維持に努めなければならない。
 - 3 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅、高齢者、障害者等に配慮した住環境が整備された住宅団地等の供給に努めなければならない。

技術的支援等

- 第30条** 県は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に生活できるよう配慮された住宅を普及させるため、技術的支援、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章

雑則

国等に関する適用除外等

- 第31条** 第4章及び第28条第2項の規定は、国、市町村その他規則で定める者（以下「国等」という。）及び県については、適用しない。
- 2 知事は、国等に対し、指定施設、公共車両等及び公共工作物の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 第32条** 公益的施設の整備に関し、市町村の条例によりこの条例の規定による整備と同等以上の整備が図られると知事が認めるときは、当該市町村の区域における公益的施設の整備については、規則で定めるところにより、第3章及び第4章の規定の全部又は一部を適用しないことができる。

委任

- 第33条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日（平成8年7月10日）から施行する。ただし、第3章から第6章まで、第31条及び第32条の規定は、平成9年4月1日から施行する。

2. [だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則]

平成8年12月27日
宮城県規則第78号

趣 旨

第1条 この規則は、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成8年宮城県条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

公益的施設

第2条 条例第2条第3号の規則で定める施設は、別表第1の公益的施設の欄に掲げる施設とする。

整備基準

第3条 条例第17条第2項の整備基準は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、整備基準による整備と同等以上の整備が図られると知事が認める場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、これによらないことができる。

適合証の交付等

第4条 条例第20条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（様式第1号）によるものとする。

2 適合証交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 整備項目表（様式第2号）
- (2) 当該請求に係る公益的施設の区分に応じ、別表第3に掲げる図書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 条例第20条第2項の規定により交付する適合証は、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例適合証（様式第2号の2）とする。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者（贈与、相続等により適合証の交付の対象となった公益的施設を所有し、又は管理することとなった者を含む。）から当該適合証を返還させることができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 適合証の交付の対象となった公益的施設が、改築等により整備基準に適合しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、適合証を返還させることが適当であると認めるとき。

指定施設

第5条 条例第21条第1項の公益的施設のうち規則で定める規模のものは、別表第1の公益的施設の欄に掲げる施設のうち当該指定施設の欄に掲げる施設とする。

新築等の届出等

第6条 条例第21条の規定による届出は、指定施設新築等（変更）届出書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の提出と同時に行う場合を除き、当該届出に係る指定施設の新築等の工事又は届出の内容の変更に係る工事に着手する日の30日前までに行わなければならない。

3 指定施設新築等（変更）届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該届出に係る指定施設が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第5条第3項の規定による認定を受けた計画に係る指定施設であるときは、この限りでない。

- (1) 整備項目表（様式第2号）
- (2) 当該届出に係る指定施設の区分に応じ、別表第3に掲げる図書
- (3) その他知事が必要と認める書類

軽微な変更

第7条 条例第21条第2項の規則で定める軽微な変更は、指定施設の新築等に係る変更のうち整備基準の適用の変更を伴わないもの及び工事着手予定期日又は工事完了予定期日に係る変更とする。

工事の完了の届出

第8条 条例第23条の規定による届出は、指定施設工事完了届出書（様式第4号）によるものとする。

適合状況の報告

第9条 条例第26条の報告は、既存指定施設適合状況報告書（様式第5号）によるものとする。

2 既存指定施設適合状況報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 整備項目表（様式第2号）
- (2) 当該報告に係る既存指定施設の区分に応じ、別表第3に掲げる図書
- (3) その他知事が必要と認める書類

身分証明書

第10条 条例第27条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第6号）とする。

公共車両等

第11条 条例第28条第1項の規則で定める車両等は、次のとおりとする。

- (1) 普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第2条第1項第11号に規定する旅客車
- (2) 新幹線鉄道構造規則（昭和39年運輸省令第70号）第2条第6号に規定する旅客用電車
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (4) タクシー業務適正化臨時措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシー
- (5) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船

公共工作物

第12条 条例第28条第1項の規則で定める工作物は、次のとおりとする。

- (1) 案内標識（整備基準で定めるものを除く。）
- (2) 公衆電話所（整備基準で定めるものを除く。）
- (3) 交通信号機

適用除外

第13条 条例第31条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 法令により、建築基準法第18条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人
 - (2) 地方公共団体の組合
- 2 条例第32条の規定により、仙台市の区域における公益的施設の整備については、条例第3章及び第4章の規定は、適用しない。

書類の経由

第14条 第4条第1項及び第2項の規定により提出する書類は、公益的書類の敷地となる土地の区域を所管する土木事務所長（石巻市又は塩釜市の区域内にある建築物である公益的施設に係るものにあつては、当該建築物である公益的施設のある市の長）を経由しなければならない。

2 第6条及び第8条の規定により提出する書類は、石巻市及び塩釜市の区域内のある指定施設に係るものを除き、指定施設の敷地となる土地の区域を所管する土木事務所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年宮城県規則第40号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年宮城県規則第25号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年宮城県規則第24号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

別表第1

1 建築物

公益的施設		指定施設
1 社会福祉施設等	1 老人福祉施設 2 老人保健施設 3 身体障害者更生援護施設 4 児童福祉施設 5 知的障害者援護施設 6 その他これらに類する施設	すべての施設
2 医療施設	病院、診療所及び助産所	すべての施設
3 学校等施設	1 学校、専修学校及び各種学校 2 自動車教習所 3 職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校	すべての施設
4 官公庁の庁舎	官公庁の庁舎	すべての施設
5 公益事業の営業所等	1 郵便局 2 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する営業所及び事務所 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業の用に供する営業所及び事務所 4 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第6条第2項に規定する第一種電気通信事業の用に供する営業所及び事務所 5 その他これらに類する施設	すべての施設
6 金融機関の店舗等	1 銀行 2 長期信用銀行 3 農業協同組合 4 水産業協同組合 5 信用協同組合 6 信用金庫 7 労働金庫 8 農林中央金庫 9 商工組合中央金庫 10 証券会社 11 日本銀行 12 日本輸出入銀行 13 日本開発銀行 14 公庫	すべての施設
7 公衆便所	公衆便所	すべての施設
8 火葬場	火葬場	すべての施設
9 文化施設	1 図書館 2 博物館 3 その他これらに類する施設	すべての施設

公益的施設		指定施設
10 集会施設	1 集会場 2 公会堂 3 公民館 4 冠婚葬祭施設 5 その他これらに類する施設	すべての施設
11 飲食店	飲食店	当該用途に供する部分の床面積（以下「用途面積」という。）の合計が200平方メートルを超える施設
12 物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	用途面積の合計が200平方メートルを超える施設
13 理容所等	1 理容所 2 美容所	用途面積の合計が50平方メートルを超える施設
14 サービス業を営む店舗	クリーニング取次店、貸衣装屋、旅行代理店その他サービス業を営む店舗	用途面積の合計が200平方メートルを超える施設
15 スポーツ施設	1 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が500平方メートルを超える施設
16 興行施設	1 劇場、映画館及び観覧場 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が500平方メートルを超える施設
17 展示施設	1 展示場 2 その他これに類する施設	用途面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
18 遊興施設	1 ダンスホール、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋及びカラオケボックス 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が500平方メートルを超える施設
19 公衆浴場	公衆浴場	用途面積の合計が200平方メートルを超える施設
20 宿泊施設	1 ホテル及び旅館 2 その他これらに類する施設	用途面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
21 事務所	事務所（他の施設に附属するものを除く。）	用途面積の合計が3,000平方メートルを超える施設
22 公共交通機関の施設	1 鉄道の駅舎 2 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設 3 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定するバスターミナル 4 空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港	すべての施設

公 益 的 施 設		指 定 施 設
23 自動車車庫	自動車車庫（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により建設大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	用途面積の合計が1,000平方メートルを超える施設
24 共同住宅等	1 共同住宅 2 寄宿舍	戸数（寄宿舍にあつては、共用のものを除く室数）が50を超える施設
25 複合施設	1の項から23の項までに掲げるもののうち2以上の異なる用途に供する施設	用途面積の合計が3,000平方メートルを超える施設

2 建築物以外の公共交通機関の施設

公 益 的 施 設		指 定 施 設
公共交通機関の施設	1 鉄道の駅舎 2 港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設 3 自動車ターミナル法第2条第4項に規定するバスターミナル 4 空港整備法第2条第1項に規定する空港	すべての施設

3 道路

公 益 的 施 設		指 定 施 設
道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみ一般交通の用に供する道路を除く。）	すべての施設

4 公園

公 益 的 施 設		指 定 施 設
1 公園・緑地	1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童遊園 2 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園 3 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 4 その他これらに類する公園で地方公共団体が設置するもの	すべての施設
2 動物園等	1 動物園及び植物園 2 遊園地	すべての施設

5 建築物以外の路外駐車場

公 益 的 施 設		指 定 施 設
路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない施設

別表第2 (第3条関係)

1 建築物

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>公益的施設を客及びこれに類する者として利用する者（以下「利用者」という。）の利用に供する直接地上へ通ずる出入口（共同住宅等にあつては、共用のものに限る。以下この項において同じ。）及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅は、内のりを90センチメートル以上とすること。 2 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 3 全面が透明な戸を設ける場合においては、衝突を防止する措置を講ずること。 4 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	<p>利用者の利用に供する廊下等（共同住宅等にあつては、共用のものに限る。）は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、3の項に定める構造に準じたものとすること。 3 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口又は駐車場へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から各室の1の項に定める構造の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。この場合において、4の項に定める構造のエレベーターが設けられるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。 <ul style="list-style-type: none"> (ア)幅は、内のりを1.4メートル以上とすること。ただし、車いすが転回することができる構造の部分の設ける場合その他高齢者、障害者等に配慮した構造とする場合は、1.2メートル以上とすることができる。 (イ)廊下等の両側には、連続した手すりを設けるよう努めること。 (ロ)高低差がある場合においては、次に定める構造（当該公益的施設が自動車車庫である場合にあつては、次の(1)から(7)までに定める構造）の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法第38条の規定に基づき建設大臣が認める昇降機又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第1項第1号の建設大臣が認める基準に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)幅は、内のりを1.2メートル以上（段を併設する場合は、90センチメートル以上）とすること。 (2)こう配は、12分の1（高さが16センチメートル以下の傾斜路にあつては、8分の1）を超えないこと。 (3)高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊り場を設けること。 (4)傾斜路の両側は、立ち上がりを設けること等により転落を防ぐ構造とすること。 (5)傾斜路の両側には、手すりを設けること。ただし、段を併設する場合は、傾斜路の片側への手すりの設置とすることができる。 (6)表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (7)傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。 (8)傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための視覚障害者注意喚起用床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材で表面に点状の突起があるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。 四1の項に定める構造の出入口並びに4の項に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 4 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口から人又は標識により視覚障害者に公益的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所（以下「受付等」という。）までの廊下等には、視覚障害者を誘導するための視覚障害者誘導用床材（周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材で表面に線状の突起があるものをいう。以下同じ。）及び視覚障害者注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

整備項目	整備基準
3 階段	<p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段(共同住宅等にあつては、共用のものに限る。)は、次に定める構造(当該公益的施設が自動車車庫である場合にあつては、次の1から4までに定める構造)とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 両側には、手すりを設けること。 2 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 4 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。 5 階段の上端及び下端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。
4 エレベーター	<p>利用者の利用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公益的施設(用途面積の合計が2,000平方メートルを超えるものに限る。)には、かごが当該階(専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者対応駐車施設という。))が設けられている階に限る。)に停止する次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 かごの床面積は、1.83平方メートル以上とすること。 2 かごの奥行きは、内のを1.35メートル以上とすること。 3 かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。 4 かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 5 かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 6 かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のを90センチメートル以上とすること。 7 かご内及び乗降口ピエには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 8 かご内及び乗降口ピエに設ける制御装置(7に規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 9 かご内の左右両面の側板に手すりを設けること。 10 乗降口ピエの幅及び奥行きは、それぞれ内のを1.5メートル以上とすること。 11 乗降口ピエには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
5 エスカレーター	<p>利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーターは、次に定める構造とするよう努めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ステップの水平部分は、3枚以上とすること。 2 乗降口の両側に設ける移動手すりの水平部分の長さは、ステップの前後それぞれ1.2メートル以上とすること。
6 便所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益的施設(共同住宅等を除く。以下この項において同じ。)に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 <ul style="list-style-type: none"> (一)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす使用者対応便房」という。)を設けること。 (二)車いす使用者対応便房の出入口の幅は、内のを80センチメートル以上とすること。 (三)車いす使用者対応便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 (四)車いす使用者対応便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 (五)床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (六)車いす使用者対応便房の出入口及び当該車いす使用者対応便房のある便所の出入口の付近に、車いす使用者対応便房を設けている旨及びだれでも使用できる旨を見やすい方法で表示すること。 (七)車いす使用者が円滑に使用できる洗面器を1以上設けること。 2 公益的施設に利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、手すり付きの床置き式の小便器のある便所を1以上設けること。

整備項目	整備基準
7 駐車場	<p>1 利用者の利用に供する駐車場（共同住宅等に設けられるものを除く。）には、次に定める構造の車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。</p> <p>（）車いす使用者対応駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者対応駐車施設に至る経路（2に定める構造の駐車場内の通路又は8の項1から3までに定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>（）幅は、3.5メートル以上とすること。</p> <p>（）車いす使用者に対応するものである旨を表示すること。</p> <p>2 車いす使用者対応駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、8の項1から3までに定める構造とすること。</p>
8 敷地内の通路	<p>利用者の利用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合においては、当該段は、3の項1から4までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から当該公益的施設の敷地の接する道若しくは空地（建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。）又は車いす使用者対応駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>（）幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>（）高低差がある場合においては、次に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>（1）2の項3の（）の(1)から(6)までに定める構造とすること。</p> <p>（2）傾斜路は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとする。</p> <p>（）排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。</p> <p>4 公益的施設（自動車車庫を除く。）の直接地上へ通ずる1の項に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>（）視覚障害者誘導用床材及び視覚障害者注意喚起用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>（）車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。</p> <p>（）車路と分離して設けるよう努めること。</p>
9 観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）	<p>1 利用者の利用に供する観覧席等（固定式のものに限る。以下同じ。）を有する施設には、次に定める構造の車いす使用者が利用できる部分（以下「車いす使用者用席」という。）を観覧席等の総数が500以下の場合にあつては2以上、観覧席等の総数が500を超える場合にあつてはその総数に500分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）に2を加えて得た数以上設けること。</p> <p>（）1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き1.1メートル以上とすること。</p> <p>（）床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とすること。</p> <p>（）車いす使用者用席の後方に車いす使用者が容易に入入り及び転回ができる部分を設けること。</p> <p>2 観覧席等のある室の1の項に定める構造の出入口から1に定める構造の各車いす使用者用席に至る通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>（）幅は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>（）高低差がある場合においては、2の項3の（）の(1)、(2)及び(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場を設けること。</p> <p>3 催物において手話による通訳が行われる場合に手話の見えやすい位置に聴覚障害者のための観覧席等が確保できるようにするとともに、難聴者の聴力を補う集団補聴装置等を設けるよう努めること。</p>

整備項目	整備基準
10 共同浴室	<p>利用者の利用に供する浴室を設ける場合(居室又は客室の内部に設ける場合を除く。)には、次に定める構造の浴室を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。 2 浴槽、手すり等を高齢者、障害者等に配慮したものとする。 3 脱衣場及び洗い場の出入口の幅は、内より80センチメートル以上とすること。 4 脱衣場及び洗い場の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 5 床面は、滑りにくい材料で仕上げる。 6 水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努めること。 7 高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努めること。
11 更衣室及びシャワー室(以下「更衣室等」という。)	<p>利用者の利用に供する更衣室等を設ける場合(居室又は客室の内部に設ける場合を除く。)には、次に定める構造の更衣室等を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう十分な床面積を確保すること。 2 腰掛台、手すり等を高齢者、障害者等に配慮したものとする。 3 更衣ブース及びシャワーブースの出入口の幅は、内より80センチメートル以上とすること。 4 更衣ブース及びシャワーブースの出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 5 床面は、滑りにくい材料で仕上げる。 6 水栓器具は、容易に操作できるものとするよう努めること。 7 高齢者、障害者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努めること。
12 客室	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊施設(用途面積の合計が5,000平方メートルを超えるものに限る。以下この項において同じ。)の客室(宿泊用のものに限る。以下この項において同じ。)のうち1以上の客室は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> (一)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配置すること。 (二)6の項1の(一)から(五)までに定める構造の車いす使用者対応便房を設けること。 (三)車いす使用者が円滑に利用することができる浴室を設けること。ただし、当該客室のある宿泊施設に利用者の利用に供する10の項に定める構造の共同浴室を設ける場合においては、この限りでない。 2 宿泊施設の客室(1に定める構造の客室を除く。)のうち1以上の客室には、音、光その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設けること。
13 受付カウンター及び記載台(以下「受付カウンター等」という。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の利用に供する受付カウンター等を設ける場合には、次に定める構造の受付カウンター等を1以上設けるよう努めること。 <ul style="list-style-type: none"> (一)車いす使用者の利用に配慮した高さとする。 (二)下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。 2 病院において利用者の呼出しを行う受付カウンター等には、音声によるほか、文字による呼出し装置を設けるよう努めること。
14 公衆電話所	<p>公衆電話所を設ける場合においては、当該公衆電話所は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者の利用しやすい空間を設けること。 2 公衆電話所に出入口を設ける場合においては、当該出入口は、1の項に定める構造に準じたものとする。 3 難聴者及び視覚障害者に対応した公衆電話機並びに公衆ファクシミリを設けること。

整備項目	整備基準
15 券売機	<p>券売機を設ける場合においては、当該券売機は、次に定める構造とするよう努めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車いす使用者が円滑に使用できるよう高さに配慮した券売機を1以上設けること。 2 運賃等を点字で表示する等視覚障害者が円滑に使用できるよう配慮した券売機を1以上設けること。この場合において、直接地上へ通ずる出入口から当該券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路のうち、それぞれ1以上の通路に視覚障害者誘導用床材及び視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。
16 案内標示等	<ol style="list-style-type: none"> 1 案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めること。 2 火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設ける場合においては、当該非常警報装置は、光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせることができるとするよう努めること。

2 建築物以外の公共交通機関の施設

整備項目	整備基準
1 改札口	<p>改札口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅は、内のり90センチメートル以上とすること。 2 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。
2 通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)	<p>利用者の利用に供する通路等は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合には、当該段は、第1号の表3の項1から4までに定める構造に準じたものとする。 3 1の項に定める構造の改札口から乗降場に至るすべての経路に高低差がある場合には、1以上の経路となる通路等に第1号の表2の項3の㉓に定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす用特殊構造昇降機を設けること。
3 階段	<p>利用者の利用に供する階段は、第1号の表3の項に定める構造に準じた構造とすること。</p>
4 エレベーター	<p>1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に5メートル以上の高低差が生ずる箇所がある場合においては、当該箇所第1号の表4の項1から7までに定める構造のエレベーターを設けるよう努めること。</p>
5 エスカレーター	<p>利用者の利用に供するエスカレーターを設ける場合においては、当該エスカレーターは、第1号の表5の項に定める構造とするよう努めること。</p>
6 乗降場	<p>利用者の利用に供する乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 両端には、転落を防止するためのさくを設けること。 3 縁端には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。
7 便所	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、第1号の表6の項1に定める構造の便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。 2 利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、手すり付きの床置き的小便器を1以上設けること。
8 案内標示	<p>案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めること。</p>

3 道路

整備項目	整備基準
1 歩道等	<p>歩道等を設ける場合においては、当該歩道等は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。 2 幅員は、車いす使用者が円滑に通行できるものとする。 3 歩道に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 4 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、車いす使用者が通過する際支障とならないものとする。 5 必要に応じて、視覚障害者を誘導するための視覚障害者誘導用ブロック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものをいう。以下同じ。）及び視覚障害者の注意を喚起するための視覚障害者注意喚起用ブロック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものをいう。以下同じ）を敷設すること。
2 横断歩道橋及び地下横断歩道(以下「立体横断施設」という。)	<p>立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。 2 階段には、回り段を設けないこと。 3 階段、傾斜路及び踊り場の両側には、手すりを設けること。 4 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設すること。
3 案内標示	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の要所に必要に応じて公共施設等の案内標示を整備するよう努めること。 2 案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めること。
4 その他の設備	<p>高齢者、障害者等が歩行中に休憩できるよう必要に応じてベンチを設けるよう努めること。</p>

4 公園

整備項目	整備基準
1 出入口	<p>公園の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅は、内のり1.2メートル以上とすること。 2 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、こう配8パーセント以下の傾斜路を設けること。 3 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 4 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設すること。
2 園路	<p>1の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 幅員は、1.2メートル以上とすること。 2 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。 3 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。 4 園路に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。 5 段を設ける場合は、当該段は、次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> (一)第1号の表3の項に定める構造に準じた構造とすること。 (二)第1号の表2の項3のロに定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊り場を併設すること。 6 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設すること。

整備項目	整備基準
3 便所	利用者の利用に供する便所を設ける場合は、第1号の表6の項に定める構造の便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。
4 駐車場	1 利用者の利用に供する駐車場を設ける場合には、第1号の表7の項1に定める構造に準じた車いす使用者対応駐車施設を1以上設けること。 2 1に定める構造の車いす使用者対応駐車施設へ通ずる1の項に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1号の表8の項1から3までに定める構造とすること。
5 案内標示	案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすること。
6 附帯設備	ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

5 建築物以外の路外駐車場

整備項目	整備基準
路外駐車場	1 出入口(自動車のみ用の用に供するものを除く。)のうち1以上は、次に定める構造とすること。 (一)幅は、内のり90センチメートル以上とすること。 (二)車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 2 次に定める構造の車いす使用者対応駐車スペースを1以上設けること。 (一)1に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車スペースに至る通路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 (二)幅は、3.5メートル以上とすること。 (三)車いす使用者に対応するものである旨を表示すること。 3 1に定める構造の出入口から車いす使用者対応駐車スペースに至る通路は、第1号の表8の項1から3までに定める構造とすること。

別表第3 (第4条、第6条、第9条関係)

区分	図 書	
	種類	明示すべき事項
建築物	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び建築物の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員及びその名称、屈出に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における建築物及びその出入口の位置、駐車場の位置、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、視覚障害者誘導用床材及び視覚障害者注意喚起用床材の位置、高齢者、障害者等の利用する経路の位置及び幅並びに高齢者、障害者等の利用する経路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置

区 分	図 書	
	種 類	明 示 す べ き 事 項
建築物	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、受付等の位置、受付等から建築物の出入口までの廊下等に敷設された視覚障害者誘導用床材及び視覚障害者注意喚起用床材の位置、廊下等の位置及び幅、車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置及びそのかごの寸法、エスカレーターの位置、車いす使用者対応便房の位置及びその寸法、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、車いす使用者対応駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅、車いす使用者用席の位置及び寸法、車いす使用者用席からその室の出入口までの通路の位置及び幅、客室に設けられた車いす使用者対応便房の位置及び寸法その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
建築物以外の公共交通機関の施設	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び公共交通機関の施設の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置、幅員及びその名称並びに届出に係る公共交通機関の施設と他の施設との別
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口の位置及び幅、通路等の位置、通路等に設けられる傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の位置、エレベーターの位置及びそのかごの寸法、エスカレーターの位置、乗降場の位置、乗降場に設けられるさく及び視覚障害者注意喚起用床材の位置、車いす使用者対応便房の位置及びその寸法その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
道路	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位並びに歩道等の位置及び幅員、歩道等に設けられる視覚障害者注意喚起用ブロック及び視覚障害者誘導用ブロックの位置、立体横断施設の位置その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
公園	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員及びその名称並びに出入口の位置及び幅、出入口に設けられる視覚障害者注意喚起用ブロック及び視覚障害者誘導用ブロックの位置、主要な園路の位置、幅、縦断こう配及び横断こう配、園路に設けられる傾斜路の位置、幅及び手すりの位置、園路に設けられる視覚障害者注意喚起用ブロック及び視覚障害者誘導用ブロックの位置、車いす使用者対応便房の位置及び寸法、車いす使用者対応駐車施設の位置及び幅、車いす使用者対応駐車施設から駐車場の出入口までの通路の位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法
建築物以外の路外駐車場	付近見取図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する道路の位置、幅員及びその名称並びに出入口の位置及び幅、車いす使用者対応スペースの位置及び幅、車いす使用者対応スペースから出入口までの位置及び幅その他整備基準が適用される部分の位置及び寸法

3. 設 計 編 の 見 方

設計編では、1つの整備基準の項目に対し見開き2ページにその解説をまとめてあります。(一部の項目を除く。)また、整備基準の解説だけでなく、設計する際に配慮すべき事項も合わせて解説しています。実際の設計では建物等の敷地や立地を考慮し、建築主や設計者の工夫で整備基準と配慮すべき事項をうまく組み合わせて「だれもが住みよい」施設づくりを目指すことが必要になります。設計編はその際の分かりやすい手引きとなるよう、次のような構成により、整備基準や配慮事項を示しています。

● 項 目

そのページに解説している条例の整備基準の項目を示しています。

● 基本的な考え方

その項目に関する整備をどのような観点から整備すればよいか、基本的な考えを簡潔にまとめてあります。

● 整備のポイント

その項目に関する整備を考えると、どのような点に気をつけて整備をすべきかその着眼点を示しています。

● 整備基準の要点

その項目に関する整備基準の要点を、条例に基づく規則に定められている整備基準とその他配慮することが望ましい例に分けて解説しています。

●印：条例に定められている整備基準

◎印：県整備基準以外にも配慮することが望ましい例

● 宮城県整備基準

整備基準の要点と実際の条文を対比しながら整備の要点を理解していただくために条文を併記してあります。

● ハートビル法誘導的基準

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）の規定による認定を受ける場合に必要となる建設大臣が定めた誘導的基準の概要（県整備基準と重複するものを除く。）を示しています。なお、ハートビル法は、建築物を対象にしています。

● 図表・イラストによる解説

県整備基準や、その他配慮することが望ましい内容を図表やイラストを使って分かりやすく解説しています。

●印：県整備基準

●項目

●基本的な考え方

建築物 1-③

階段

建築物 1-③

階段は高層部、避難経路等にとって大きな負担となる箇所です。手すりの設置や、ゆつたりとしたこう配を確保し、昇降しやすい階段とすることが必要です。また、転落防止の安全対策や緊急時の避難に対する配慮も必要です。

整備のポイント	整備基準の要点	宮城県整備基準
1 手すりの設置	<ul style="list-style-type: none"> ◎高さを揃えた2段の手すりを設置する。 ◎踏み面最低分も揃えた手すりを設置する。 ◎手すりの起始点に両手標示を設置する。 	<p>3 階段</p> <p>歩行者の歩道に押し、かつ、階段階上へ導く出入口がない場合に併せて階段（内装住宅等）においては、昇降のみに加えて、防火の観点から防火区画（防火区画の境界が自動避難経路である場合にあっては、次の1から4まで定める事項）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 階段には、手すりを設けること。 2 または階段には、踏み面を設けないこと。ただし、建築物の構造上階段の設けられない構造とすること。この場合においては、この限りでない。 3 表裏は、階段とし、又は階段とくわい材料で仕上げる。 4 階段の色を分けあげた色と明度の差の大きいものとする。この場合に、階段を識別しやすいものとし、かつつまづきにくい構造とすること。 5 階段の上段と下段に連続する階段及び踊り場の部分には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。
2 階段の形状	<ul style="list-style-type: none"> ◎階段の形状を設けないこと。 ◎転倒防止のため適宜踊り場を設ける。 ◎つえ器用者のつえが滑り落ちないよう斜めに5cm以上の立ち上がりをつける。 	<p>1 階段には、手すりを設けること。</p> <p>2 または階段には、踏み面を設けないこと。ただし、建築物の構造上階段の設けられない構造とすること。この場合ににおいては、この限りでない。</p> <p>3 表裏は、階段とし、又は階段とくわい材料で仕上げる。</p> <p>4 階段の色を分けあげた色と明度の差の大きいものとする。この場合に、階段を識別しやすいものとし、かつつまづきにくい構造とすること。</p> <p>5 階段の上段と下段に連続する階段及び踊り場の部分には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。</p>
3 床の仕上材	<ul style="list-style-type: none"> ◎床の仕上材は、滑り止め加工を施す。 	<p>1 階段には、手すりを設けること。</p> <p>2 または階段には、踏み面を設けないこと。ただし、建築物の構造上階段の設けられない構造とすること。この場合ににおいては、この限りでない。</p> <p>3 表裏は、階段とし、又は階段とくわい材料で仕上げる。</p> <p>4 階段の色を分けあげた色と明度の差の大きいものとする。この場合に、階段を識別しやすいものとし、かつつまづきにくい構造とすること。</p> <p>5 階段の上段と下段に連続する階段及び踊り場の部分には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。</p>
4 けあげ、踊り場等	<ul style="list-style-type: none"> ◎けこみは、引っ掛かりなどを防止するための2cm以下とする。 ◎同一階段では、各階を通じることができるだけ同一寸法とする。 ◎階段こう配はなるべく緩やかにするよう配慮する。 	<p>1 階段には、手すりを設けること。</p> <p>2 または階段には、踏み面を設けないこと。ただし、建築物の構造上階段の設けられない構造とすること。この場合ににおいては、この限りでない。</p> <p>3 表裏は、階段とし、又は階段とくわい材料で仕上げる。</p> <p>4 階段の色を分けあげた色と明度の差の大きいものとする。この場合に、階段を識別しやすいものとし、かつつまづきにくい構造とすること。</p> <p>5 階段の上段と下段に連続する階段及び踊り場の部分には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。</p>
5 視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◎視覚障害者への配慮として、視覚障害者注意喚起用床材を敷設する。 ◎転倒防止は大きく分かつたりしないとする。 	<p>1 階段には、手すりを設けること。</p> <p>2 または階段には、踏み面を設けないこと。ただし、建築物の構造上階段の設けられない構造とすること。この場合ににおいては、この限りでない。</p> <p>3 表裏は、階段とし、又は階段とくわい材料で仕上げる。</p> <p>4 階段の色を分けあげた色と明度の差の大きいものとする。この場合に、階段を識別しやすいものとし、かつつまづきにくい構造とすること。</p> <p>5 階段の上段と下段に連続する階段及び踊り場の部分には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。</p>
6 緊急時対策	<ul style="list-style-type: none"> ◎急降部、降着部等に設置した防火戸とする。 	<p>1 階段には、手すりを設けること。</p> <p>2 または階段には、踏み面を設けないこと。ただし、建築物の構造上階段の設けられない構造とすること。この場合ににおいては、この限りでない。</p> <p>3 表裏は、階段とし、又は階段とくわい材料で仕上げる。</p> <p>4 階段の色を分けあげた色と明度の差の大きいものとする。この場合に、階段を識別しやすいものとし、かつつまづきにくい構造とすること。</p> <p>5 階段の上段と下段に連続する階段及び踊り場の部分には、視覚障害者注意喚起用床材を敷設すること。</p>

■ハートビル法誘導的基準

■歩幅：160cm以上

■けあげ：16cm以下

■階段面：30cm以上

■手すり：両側に設置

階段の設計例

高さも揃えた2段の手すりの設置

20cm階段

30cm階段

手すりの起始点に両手標示を設置

転倒防止用床材の敷設

けこみ板を設ける

同一階段ではけあげと階段の寸法を揃えて同一とする

120cm以上

75-85cm程度

15-20cm程度

階段30cm以上

けあげ16cm以下

フンスリップ

けこみ2cm以下

●印：県整備基準

●図表・イラストによる解説

●宮城県整備基準

●整備基準の要点

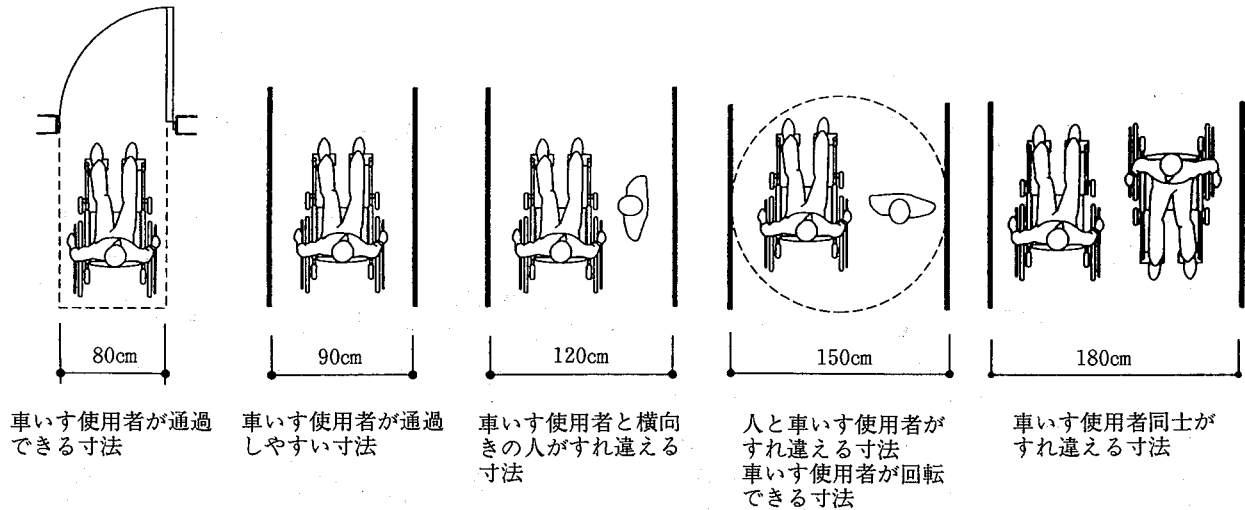
●整備のポイント

●ハートビル法誘導的基準

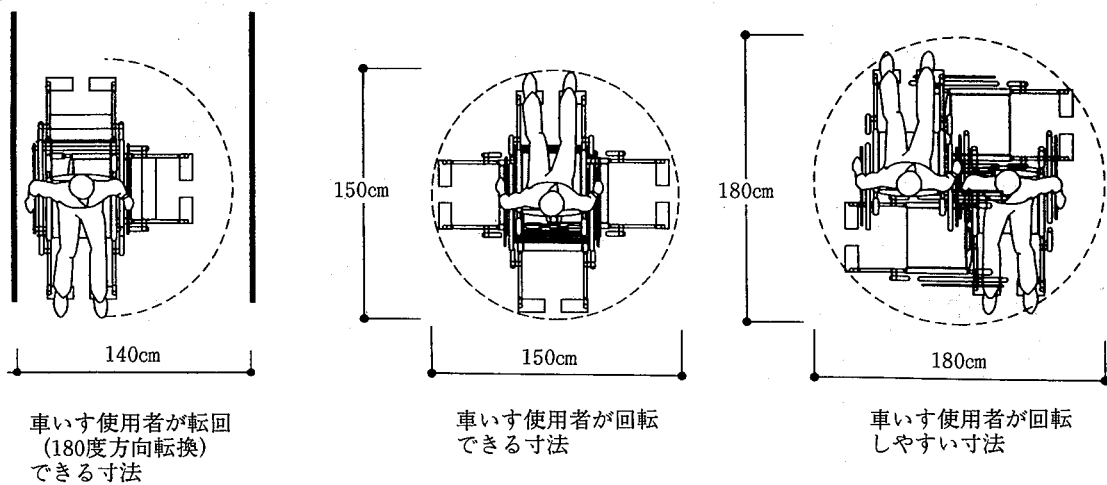
4. 基準等の基本的な考え方

1. 車いす使用者の動作方法

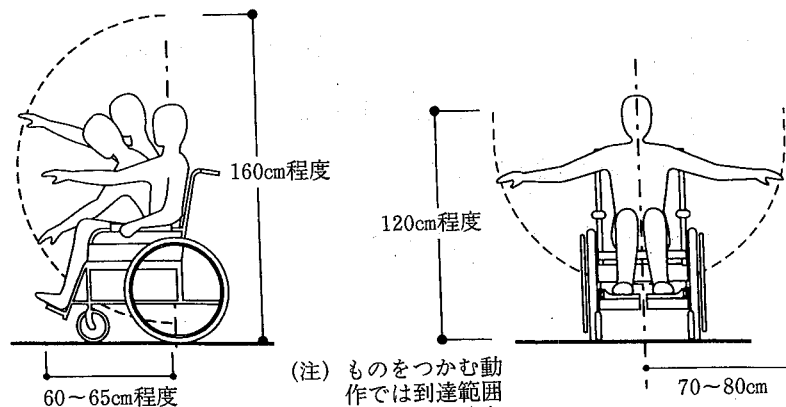
● 通過寸法



● 転回(方向転換)及び回転寸法



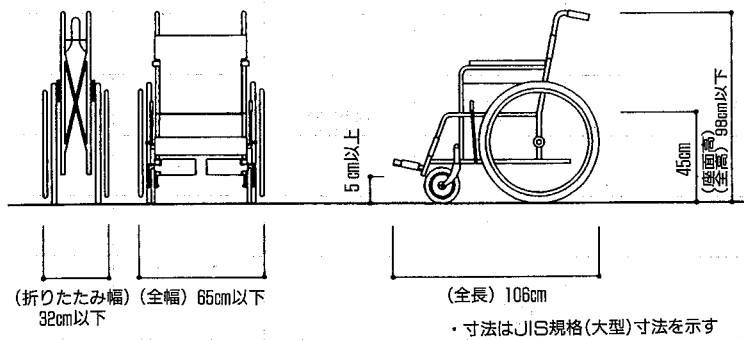
● 手の届く範囲



(注) ものをつかむ動作では到達範囲がさらに短くなる

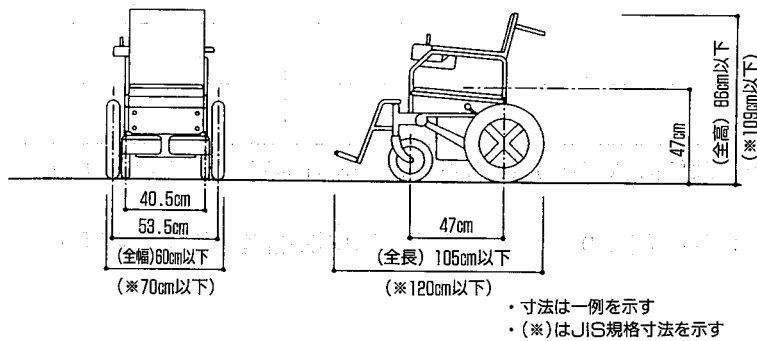
2. 車いすの基本寸法

● 手動車いすの寸法



JIS T9201(車いす)
 車いすの形状・寸法はJIS規格(日本工業規格)により定められている。形式は手動の大型、中型、小型の3タイプがある。この他に、スポーツ形、和室用や電動車いす等がある。また、屋外では電動三輪車の利用も多くなっている。

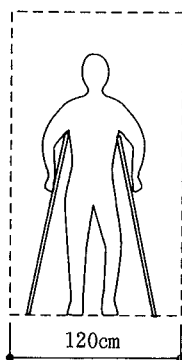
● 電動車いすの寸法 JIS T9203 (電動車いす)



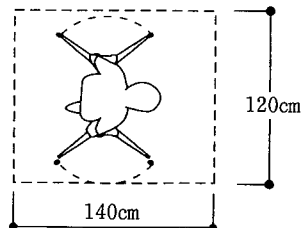
電動車いすの寸法はJIS規格により定められている。その性能は、登坂力 10° (17.6%)以上、段差の乗り越えは、屋外用で4.0cm以上となっている。一充電連続走行時間は、平坦路4~5時間程度(軽量型)のものが多い。

3. 杖使用者の動作寸法

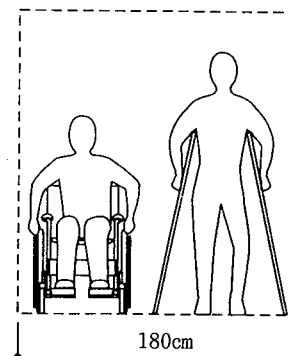
● 通過寸法



松葉杖使用者が通過しやすい寸法



松葉杖使用者の動作寸法



車いす使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法

●出入口、通路等の幅の適用

	80cm	90cm	120cm	140cm
出入口（※1）		○		
廊下の幅（主要な経路）（※2）			○ (但書の場合)	○
傾斜路の幅		○ (段を併設する場合)	○	
エレベーターの出入口		○		
車いす利用者対応便所、便所の出入口	○ (便房)	○ (便所)		
敷地内通路の幅			○	
車いす利用者観覧席に至る通路の幅			○	
脱衣室、脱衣場及び洗い場の出入口	○ (ブース)	○		
更衣室及びシャワー室、更衣ブース及びシャワーブースの出入口	○ (ブース)	○		
改札口の幅		○		
公園の出入口			○	
公園の主要な園路の幅			○	

※1) 利用者の利用に供する直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに各室の出入口のうちそれぞれ1以上の出入口

※2) ただし、車いすが転回することができる構造の部分設ける場合その他高齢者、障害者等に配慮した構造とする場合

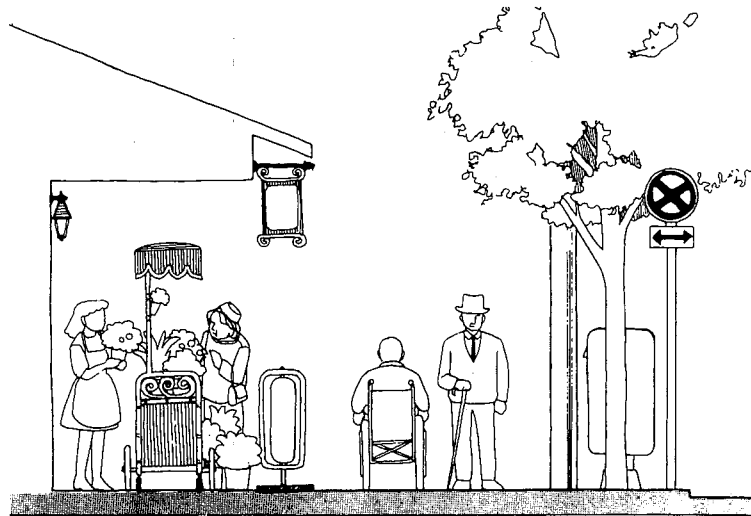
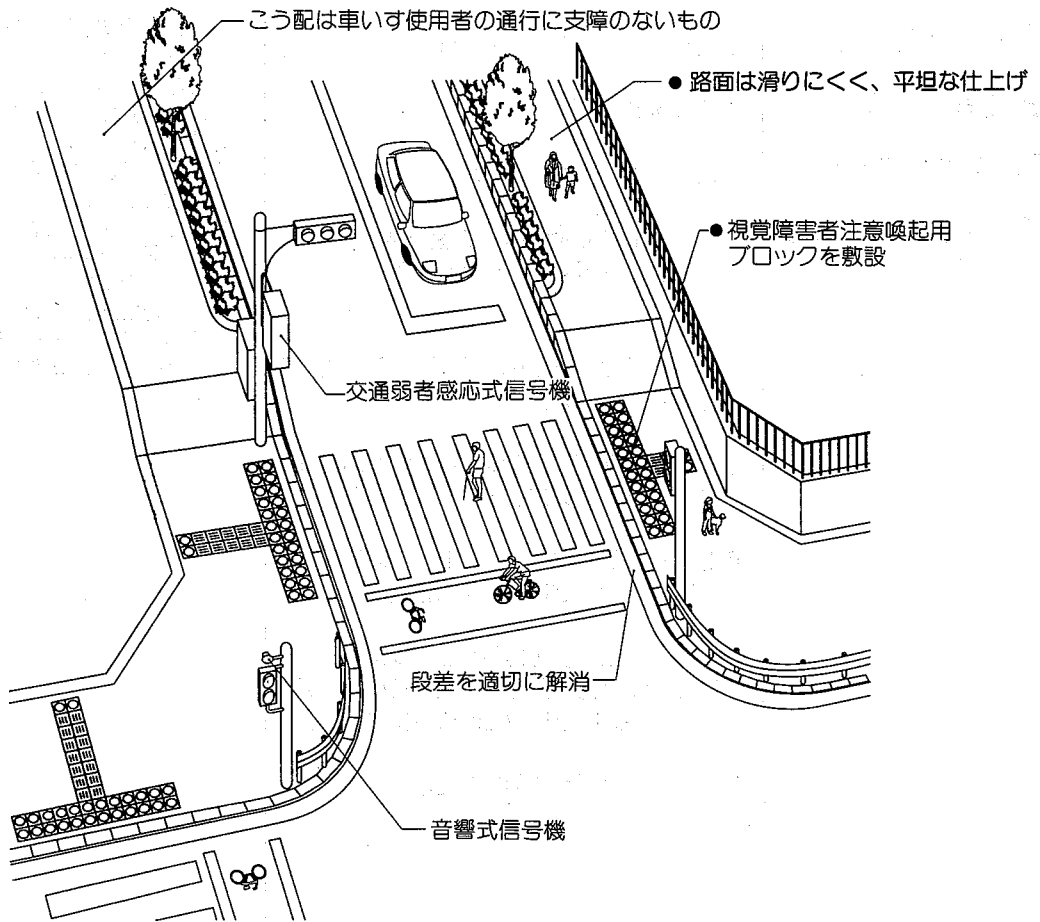
5. 道路(1)

歩道等

整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
1 路面の仕上材	●滑りにくい材料で仕上げ、かつ平坦とする。	1 歩道等 歩道等を設ける場合においては、当該歩道等は、次に定める構造とすること。
2 歩道等の幅	●車いすどうしが円滑にすれちがいやすい幅員とする。 ◎車いす利用者、歩行者、自転車の通行を配慮すると3.0m以上の有効幅員が必要になる。 ◎信号待ちやバス待ちの歩行者によって他の歩行者の通行がさまたげられないよう、滞留のためのスペースを確保する。	1 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。 2 幅員は、車いす使用者が円滑に通行できるものとする。 3 歩道に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふたを設けること。 4 歩道の巻込部及び横断歩道における歩道と車道とのすりつけ並びに横断歩道における中央分離帯と車道とのすりつけは、車いす使用者が通過する際支障とならないものとする。
3 排水溝	●車いすのキャスターが排水溝などに落ちこまない構造の溝ふたを設ける。 ◎グレーチングのベアリングバーのピッチを細かくし、進行方向と直角になるように配置する。	5 必要に応じて、視覚障害者を誘導するための視覚障害者誘導用ブロック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に線状の突起のあるものをいう。以下同じ。）及び視覚障害者の注意を喚起するための視覚障害者注意喚起用ブロック（周囲の路面材の色と明度の差の大きい色のブロックその他の周囲の路面材と識別しやすいブロックで表面に点状の突起のあるものをいう。以下同じ）を敷設すること。
4 歩道と車道のすりつけ	●横断歩道等における、歩道と車道のすりつけは車いす使用者の支障とならないよう配慮する。	
5 視覚障害者への配慮	●必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設する。 ◎音響式信号を設置する。	

基本的な考え方

歩道は、高齢者、障害者等の社会参加や行動範囲に深く関わるものであり、すべての人々が安全でしかも快適に歩行し移動できるように車道と分離し整備されなければなりません。



●印：県整備基準

道路(2)

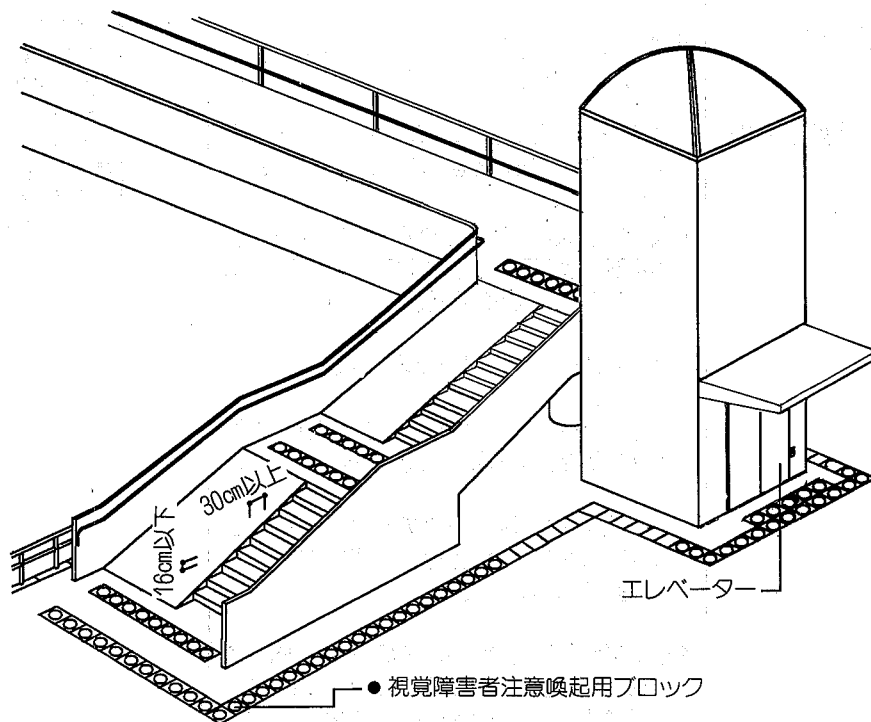
横断歩道及び地下横断歩道

整備のポイント	整備基準の要点 ●印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
<p>1 表面の仕上材</p> <p>2 階段の形状</p> <p>3 手すりの設置</p> <p>4 視覚障害者への配慮</p>	<p>●粗面又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>●回り段を設けない。</p> <p>●両側に手すりを設ける。</p> <p>●必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設する。</p> <p>◎横断歩道の階段下は、視覚障害者の衝突防止に配慮する。</p> <p>◎高齢者、障害者等の利用を考慮してエレベーター・エスカレーターを設置する。</p> <p>◎地下道の明るさについては、高齢者等の通行に支障がないように配慮する。</p> <p>◎階段、スロープの開始地点等に必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設する。</p> <p>◎階段に点字標示を設置する。</p>	<p>2 横断歩道橋及び地下横断歩道 (以下「立体横断施設」という。)</p> <p>立体横断施設を設ける場合においては、当該立体横断施設は、次に定める構造とすること。</p> <p>1 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 階段には、回り段を設けないこと。</p> <p>3 階段、傾斜路及び踊り場の両側には、手すりを設けること。</p> <p>4 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設すること。</p>

基本的な考え方

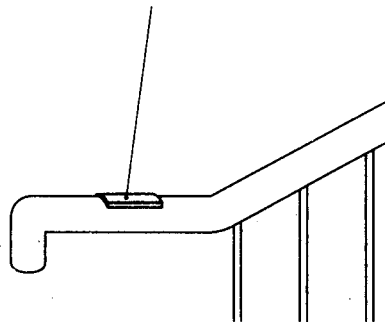
立体横断施設はエレベーター、エクスレーター併用により、高齢者、障害者等が、安全かつ自由に移動できる施設で、設置にあたり安全性及び他の施設との関連を考慮して決定することが必要です。

横断歩道橋の例



点字標示の設置例

点字標示
(横断歩道橋名、位置などを点字
または記号等で表記したもの)



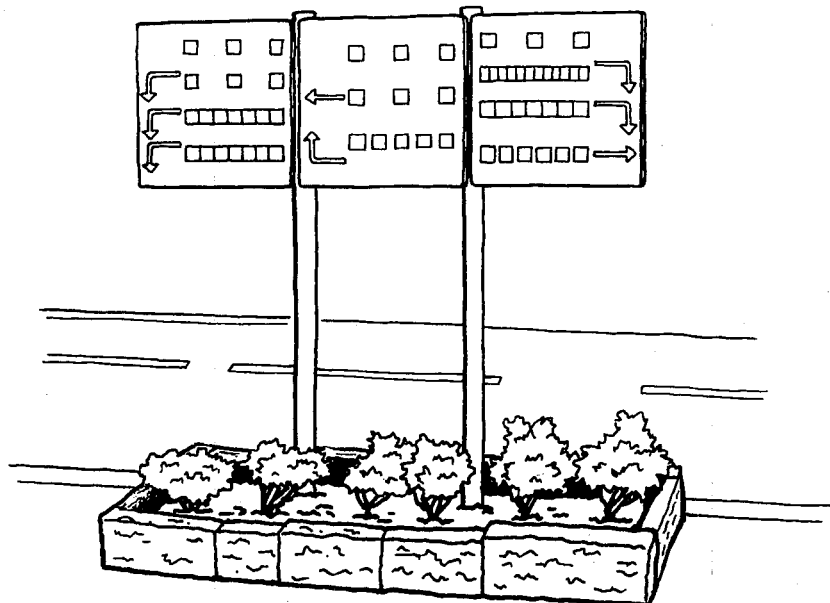
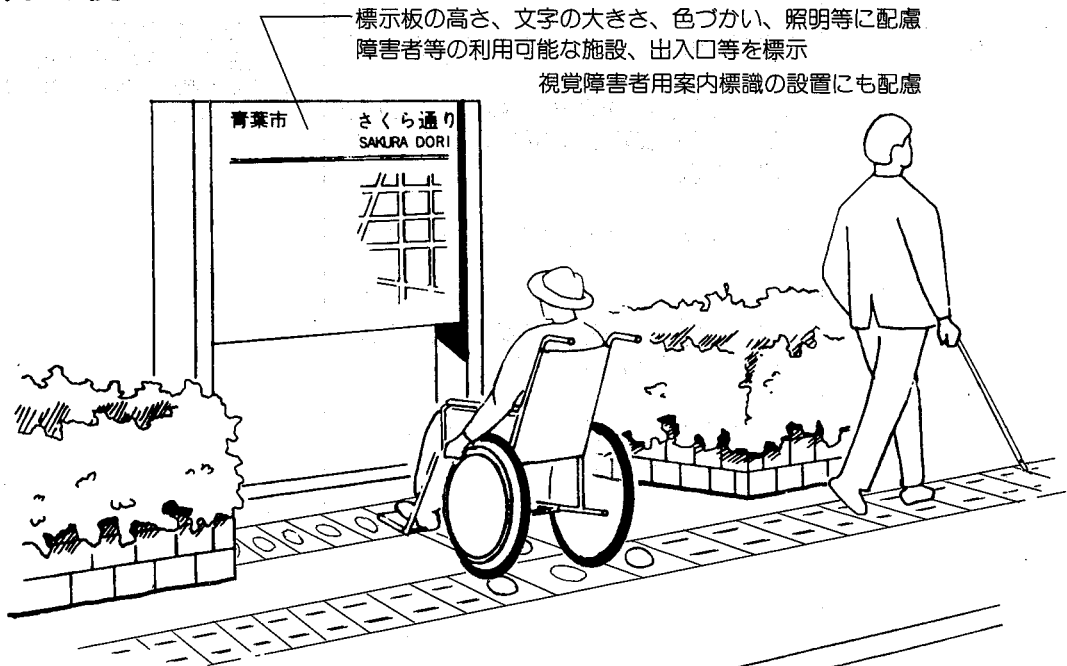
●印：県整備基準

整備のポイント	整備基準の要点 ●印：県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
<p>1 案内標示の整備</p> <p>2 設置箇所等の配慮</p>	<p>●必要に応じ公共施設等の案内標示を整備するよう努める。</p> <p>●高齢者、障害者等にわかりやすい設置箇所や表記方法に配慮したものとするよう努める。</p> <p>◎案内標示は、大きめで分かりやすい文字や記号で表示し、主要な案内標示は、必要に応じ外国語の併記も考慮する。</p> <p>◎色づかい、照明等にも配慮する。</p> <p>◎必要に応じて、点字標示、触知図等を用いた視覚障害者用案内標識を設置する。</p> <p>◎標示板の高さは、一般の交通標識よりも低く、車いす使用者等にも見やすい位置を選んで設置する。</p> <p>◎案内標示は、視覚障害者の歩行を妨げないよう歩道側突出部等のない構造とするとともに、標示の利用者が他の歩行者等の妨げにならないように配慮する。</p>	<p>3 案内標示</p> <p>1 道路の要所に必要に応じて公共施設等の案内標示を整備するよう努めること。</p> <p>2 案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとするよう努めること。</p>

基本的な考え方

高齢者、障害者等が目的の場所に安全に到達できるようにするため、障害の特性に配慮した案内標示を計画的に配置することが必要です。

案内標示の例



道路(4)

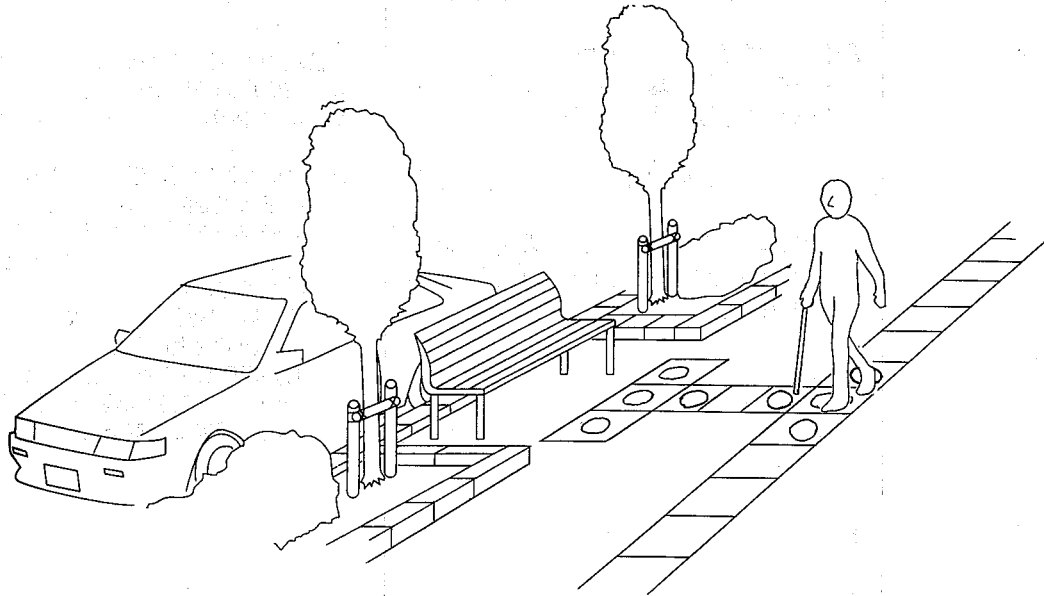
その他の設備

整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
<p>1 ベンチの設置</p>	<p>●必要に応じてベンチを設けるよう努める。</p> <p>◎一般歩行者等の通行や、車いす、自転車等の通行の支障にならない箇所を選定し設置する。</p> <p>◎車いすが接近できるよう十分な空間を確保する。</p> <p>◎歩道にベンチを設置する場合は、有効幅員にベンチ幅を加算する。</p> <p>◎車いす使用者を考慮し、標準の高さは、40cm～45cmとする。</p>	<p>4 その他の設備</p> <p>高齢者、障害者等が歩行中に休憩できるよう必要に応じてベンチを設けるよう努めること。</p>

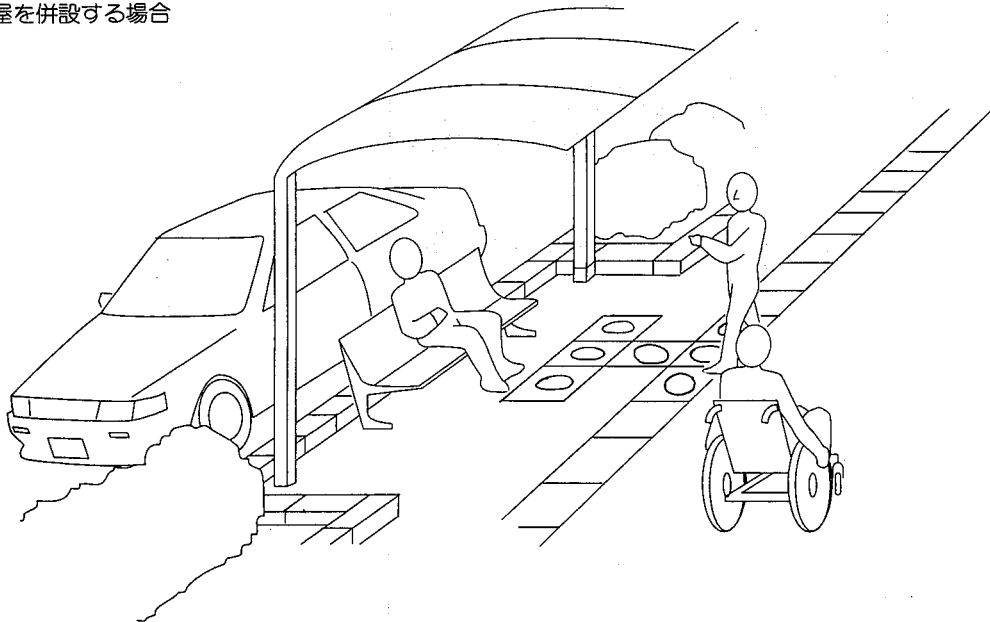
基本的な考え方

高齢者、障害者等が、歩行中に休憩や交流ができる設備として、必要に応じ、ベンチ等を設けることが望まれます。

ベンチを設置する場合



上屋を併設する場合



6. 公園(1)

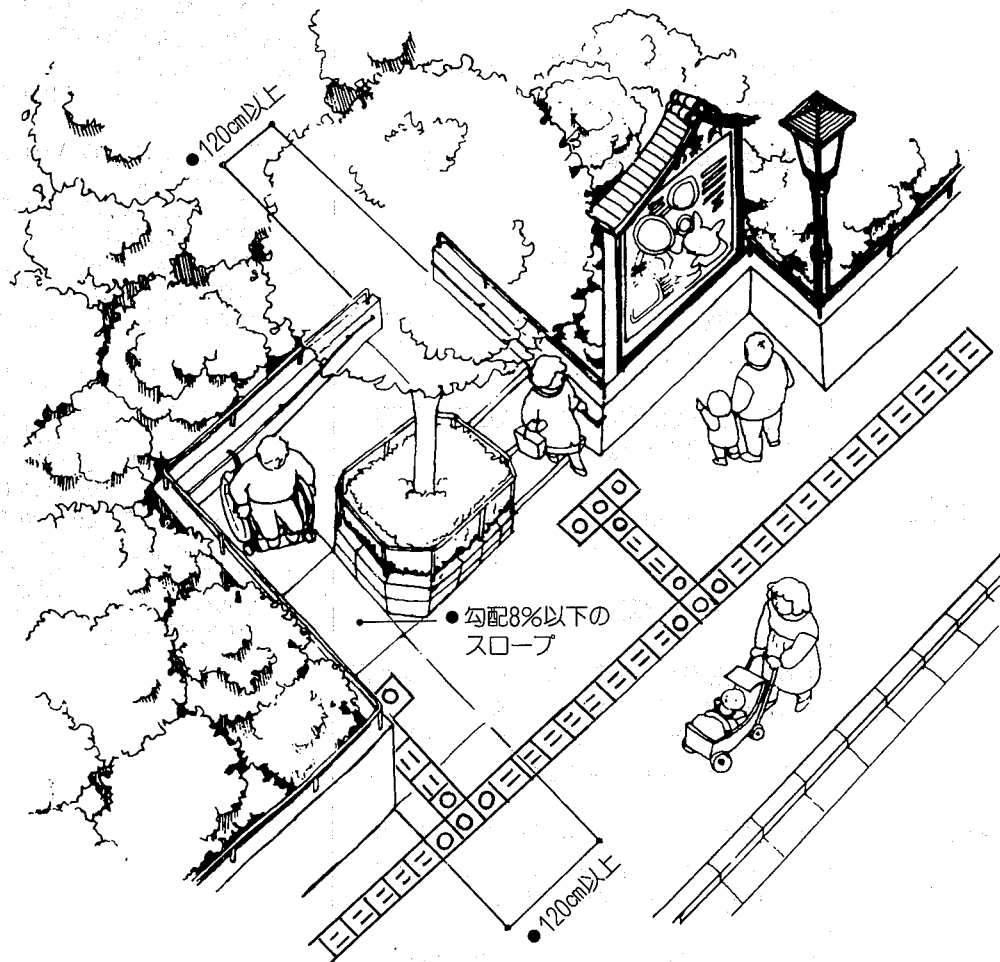
出入口

整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
<p>1 出入口の幅</p> <p>2 段の構造</p> <p>3 表面の仕上材</p> <p>4 視覚障害者への配慮</p>	<p>●車いす利用者にとって支障のない出入口を少なくとも1箇所設け、車いす利用者の通行可能な園路と連絡させる。</p> <p>●出入口の有効幅員は、1.2m以上とする。</p> <p>◎さくを設ける場合は、間隔は標準で90cm、車止めさくの前には1.5m以上の水平部分を設ける。</p> <p>●段は設けない。</p> <p>●やむを得ず段を設ける場合は、勾配8%（1/12.5）以下のスロープを設ける。</p> <p>●表面は滑りにくい材料を採用する。</p> <p>●段差やスロープの前後、その他必要と思われる箇所に、視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設する。</p> <p>◎案内板の文字はできる限り大きなものとし、見やすい色彩で表示するとともに、ピクトグラフ（絵文字の表示）を併用するものとする。</p> <p>◎必要に応じて、点字標示、触知図、音声案内を設ける。</p>	<p>1 出入口 公園の出入口のうち1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 幅は、内りのり1.2メートル以上とすること。 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、やむを得ず段を設ける場合は、こう配8パーセント以下の傾斜路を設けること。 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設すること。

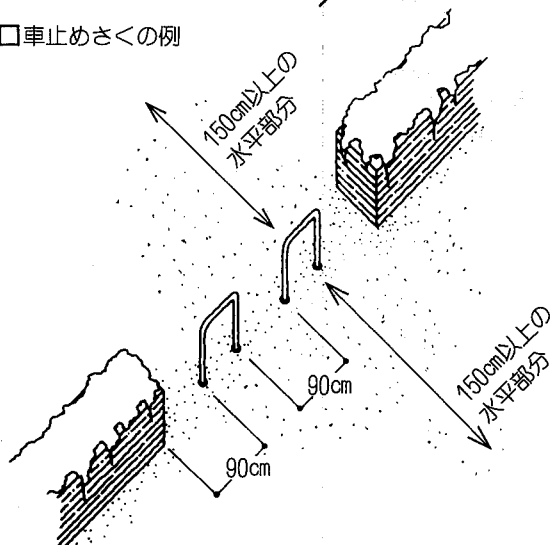
基本的な考え方

公園等には、車いす利用者にとって支障のない出入口を少なくとも1箇所設け、車いす使用者の通行可能な園路と連結させることが必要です。

公園出入口のスロープと案内板例



□車止めさくの例



●印：県整備基準

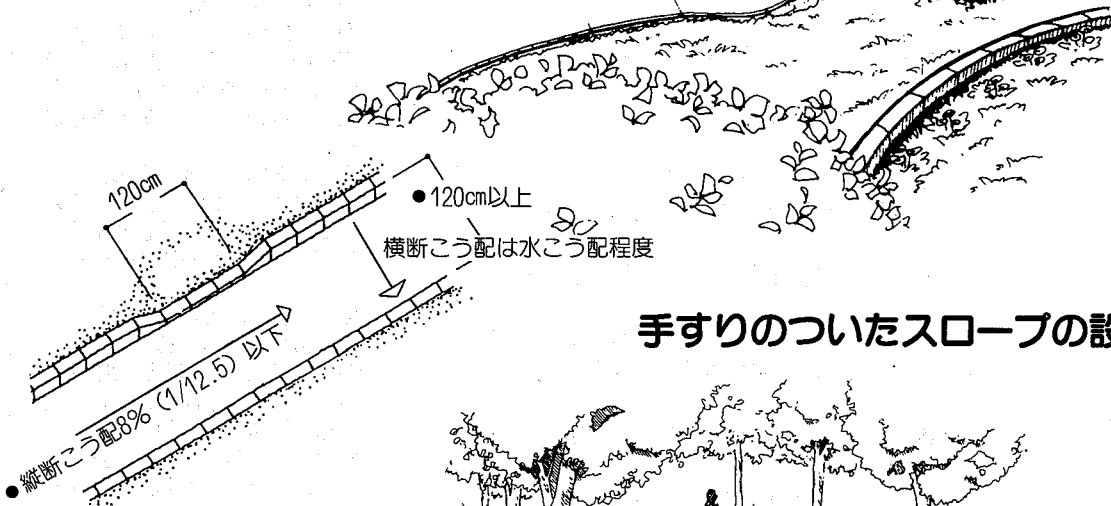
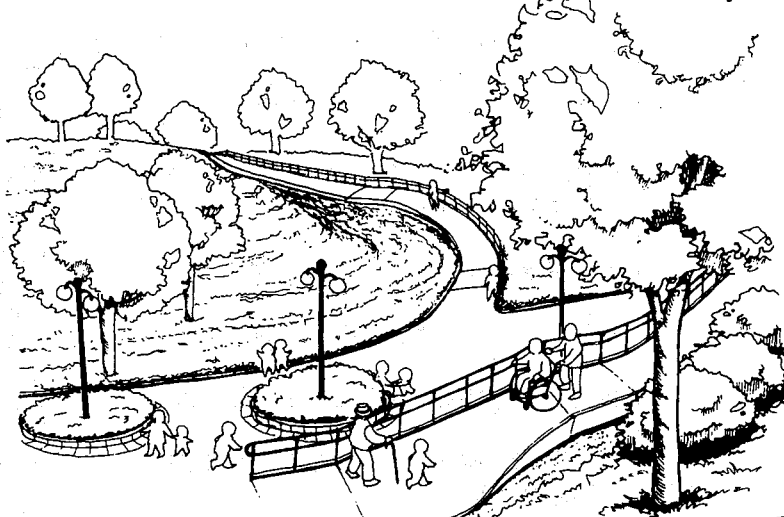
公園(2)

園路

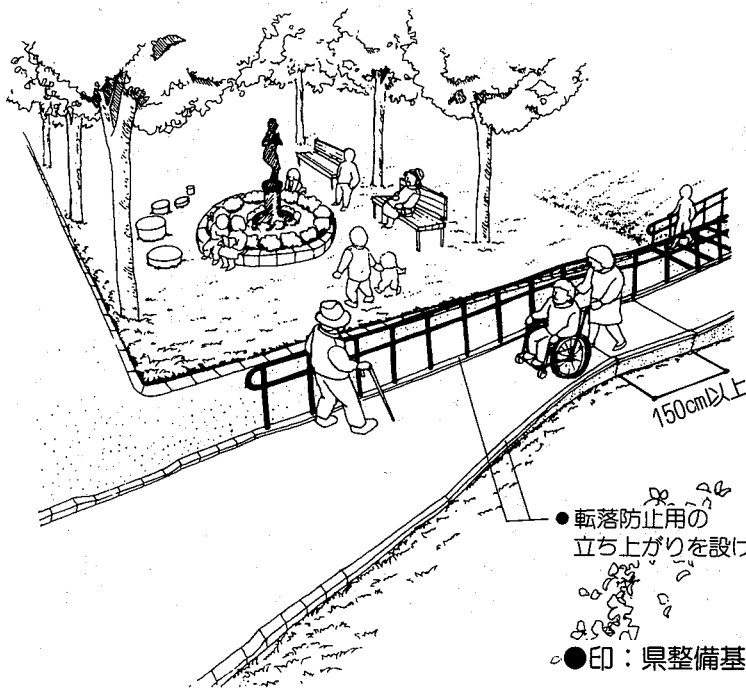
整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
1 園路の幅	<ul style="list-style-type: none"> ●園路の有効幅員は、1.2m以上とする。 ◎分岐点やすれ違いを必要とする場合は、1.8m以上確保したい。 	<p>2 園路</p> <p>1の項に定める構造の出入口に通ずる園路のうち主要な園路は、次に定める構造とすること。</p>
2 園路のこう配	<ul style="list-style-type: none"> ●園路の縦断こう配は8% (1/12.5) 以下とする。 ◎1/25以下とすることが望ましい。 ◎こう配が50m以上続く場合は、50m以内ごとに1.5m以上の水平部分を設ける。 ◎横断こう配は水こう配程度とし、可能な限り水平にする。 	<p>1 幅員は、1.2メートル以上とすること。</p> <p>2 縦断こう配は、8パーセント以下とすること。</p> <p>3 路面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平坦とすること。</p> <p>4 園路に排水溝を設ける場合には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ぶたを設けること。</p> <p>5 段を設ける場合は、当該段は、次に定める構造とすること。 (一)第1号の表3の項に定める構造に準じた構造とすること。 (ロ)第1号の表2の項3のロに定める構造に準じた構造の傾斜路及びその踊り場を併設すること。</p>
3 路面の仕上材	<ul style="list-style-type: none"> ●路面は、平坦で路面の滑りにくい仕上げとする。 ◎極力砂利敷は用いない。 	<p>6 必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設すること。</p>
4 排水口	<ul style="list-style-type: none"> ●園路を横断する排水溝等を設ける場合には、そのふたと長路面との段差をなくし、スリット等は車いすのキャスターやつえが落ち込まないものとする。 	
5 段差の構造	<ul style="list-style-type: none"> ●段差は極力設けないようにするが、やむを得ず設ける場合は、次のような構造の階段とスロープを併設する。 ●1-(3)階段及び1-(2)廊下等2参照。 	
6 視覚障害者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ●段差やスロープの前後、その他必要と思われる箇所に、視覚障害者誘導用ブロック及び視覚障害者注意喚起用ブロックを敷設する。 	

公園内の園路は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に通行しやすい構造とすることが必要です。

安全性に配慮された園路例



手すりのついたスロープの設置例



公園(3)

便所

整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：国・県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
<p>1 車いす利用者対応便所の設置</p> <p>2 出入口</p> <p>3 床の仕上材</p> <p>4 表示</p> <p>5 洗面器の設置</p> <p>6 男子用小便器の設置</p> <p>7 水栓器具</p> <p>8 緊急時対策</p> <p>9 その他</p>	<p>●公益的施設には、車いす利用者対応便房を設けた便所を1以上設ける。 (男女の区分のある時はそれぞれ1以上)</p> <p>●車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積を確保する。</p> <p>●腰掛便座、手すり等を適切に配置する。</p> <p>●便所の出入口の幅は内のり90cm以上</p> <p>●車いす利用者対応便房の出入口の幅は内のり80cm以上</p> <p>●出入口の戸は車いす使用者が円滑に開閉・通過できる構造とする。</p> <p>●車いすの支障となる段を設けない。</p> <p>●粗面又は滑りにくい材料とする。</p> <p>●車いす利用者対応便房を設けていること及びだれでも使用できることを見やすい方法で表示する。</p> <p>●車いす使用者が使用できる洗面器を1以上設ける。</p> <p>◎洗面器の下の排水管は車いすのフットレストに当たらない位置に計画する。</p> <p>●手すり付きの床置き式の小便器を1以上設ける。</p> <p>◎フラッシュバルブは靴べら式や光感知式等の操作の容易なものを採用する。</p> <p>◎蛇口水栓はレバー式や光感知等の操作が容易なものとする。</p> <p>◎緊急時の呼び出しブザーの設置を配慮する。</p> <p>◎簡易介護ベッド(1m×0.6m程度)、ペーパーシート、荷物置台等の設置を考慮する。</p> <p>◎十分な照度を確保した鐘を車いす使用者に配慮した高さに設置する。</p>	<p>6 便所</p> <p>1 公益的施設(共同住宅等を除く。以下この項において同じ。)に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、次に定める構造の便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(一)車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「車いす利用者対応便房」という。)を設けること。</p> <p>(二)車いす利用者対応便房の出入口の幅は、内のりを80センチメートル以上とすること。</p> <p>(三)車いす利用者対応便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合には、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(四)車いす利用者対応便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(五)床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(六)車いす利用者対応便房の出入口及び当該車いす利用者対応便房のある便所の出入口の付近に、車いす利用者対応便房を設けている旨及びだれでも使用できる旨を見やすい方法で表示すること。</p> <p>(七)車いす使用者が円滑に使用できる洗面器を1以上設けること。</p> <p>2 公益的施設に利用者の利用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合には、手すり付きの床置き式の小便器のある便所を1以上設けること。</p>

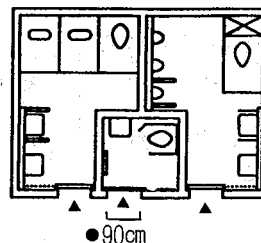
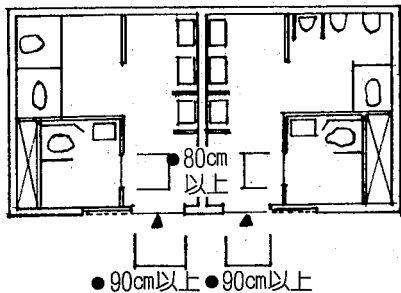
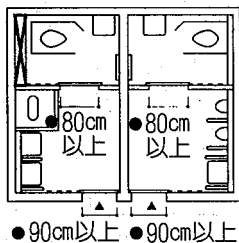
■ハートビル法誘導的基準■

- 誘導的基準では、車いす利用者用駐車施設のない駐車場階には設置を要さない
- 車いす利用者用便房を不特定多数の者が利用する階ごとに、便房総数の2% (200を越える部分は1%) 以上の設置

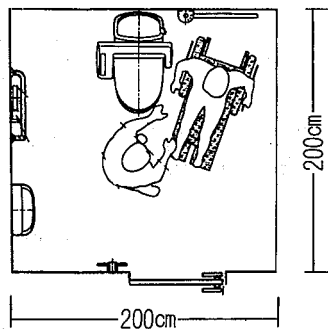
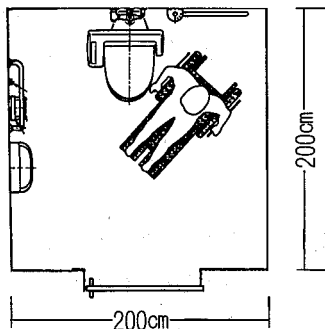
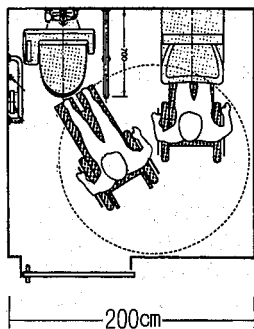
基本設計指針

車いす使用者が、便器に移動するために必要なスペースを確保した便房を設置することが基本的な条件です。便房内には高齢者や障害者等にとって使いやすい手すりや器具の配置を配慮することが大切です。また、広いスペースが確保された便房は、妊婦や乳幼児連れの母親などの使用にも適しているため、だれでも使えるよう表示などに配慮することも大切です。

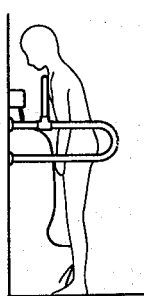
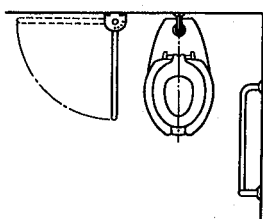
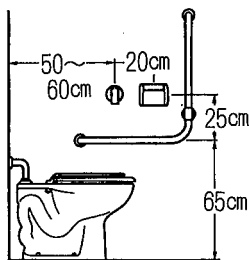
□ 便所の計画例



□ 便器へのアプローチと空間条件

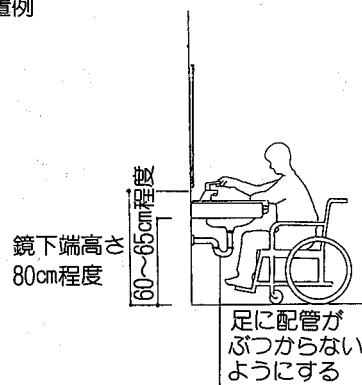


□ 腰掛便座と手すりの設置例



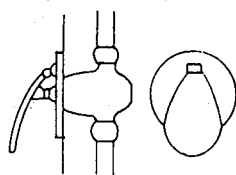
□ 手すり付き
床置き式小便器の設置例

□ 洗面器の設置例

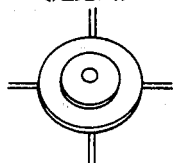


□ フラッシュバルブ

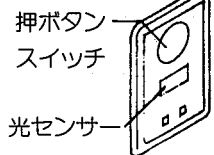
(くつぺら式)



(足踏式)



(光感知式)



□ 表示



●印：具整備基準

公園(4)

駐車場

整備のポイント	整備基準の要点 ●印：宮城県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 車いす利用者対応 駐車施設の設置	●利用者の利用に供する駐車場には車いす 利用者対応駐車施設を1以上設ける。	7 駐車場 1 利用者の利用に供する駐車場（共 同住宅等に設けられるものを除く。） には、次に定める構造の車いす使 用者対応駐車施設を1以上設ける こと。
2 建物の出入口から の経路	●車いす利用者対応駐車施設は建物の出入口 から距離ができるだけ近い位置に設ける。 ◎車道と通路を分離して計画する。	(-)車いす利用者対応駐車施設へ通 ずる1の項に定める構造の出入 口から当該車いす利用者対応駐 車施設に至る経路(2に定める 構造の駐車場内の通路又は8の 項1から3までに定める構造の 敷地内の通路を含むものに限る。) の距離ができるだけ短くなる位 置に設けること。
3 車いす利用者対応 駐車施設の幅	●3.5m以上とする。 ◎乗降用スペースは1.4m以上とする。 ◎乗降用スペースは車体分スペース両側に 設ける。	□幅は、3.5メートル以上とするこ と。
4 車いす利用者対応 駐車施設の表示	●車いす利用者対応であることを分かりや すく表示する。 ◎立て札による表示のほか、駐車スペース の路面に直接ペイント書きで表示する。 ◎道路から車いす利用者対応駐車施設に至 るまで円滑に誘導できるよう表示する。	□車いす利用者に対応するもので ある旨を表示すること。
5 駐車場内の通路	●1-8敷地内の通路に定める構造とする。	2 車いす利用者対応駐車施設へ通ず る1の項に定める構造の出入口か ら車いす利用者対応駐車施設に至 る駐車場内の通路は、8の項1か ら3までに定める構造とすること。
6 緊急時対策	◎緊急時、非常時に備え、管理人の呼び出 し設備を設ける。	
7 その他安全等の確保	◎見通しの悪い箇所にはカーブミラー等の 安全対策を施す。 ◎車いす利用者対応駐車施設及び通路には、 車いす使用者が雨の日も濡れずに利用で きるよう屋根を設ける。	

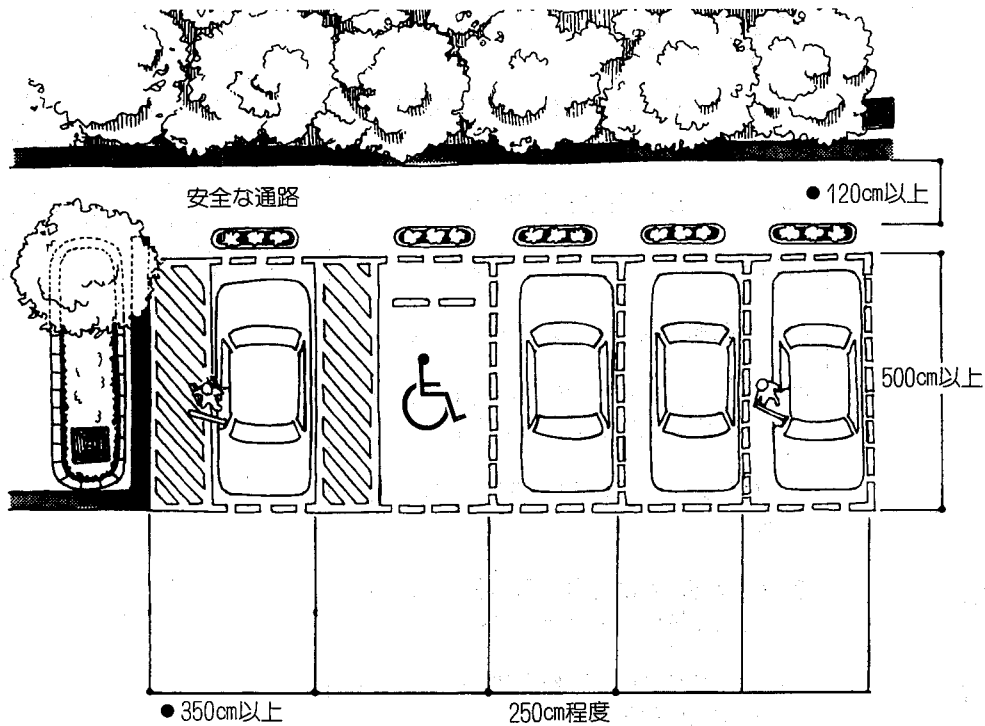
■ハートビル法誘導的基準■

全駐車台数	車いす利用者用駐車区画数
1～50	1
51～100	2
101～150	3
151～200	4
201～	全駐車台数×1%+2

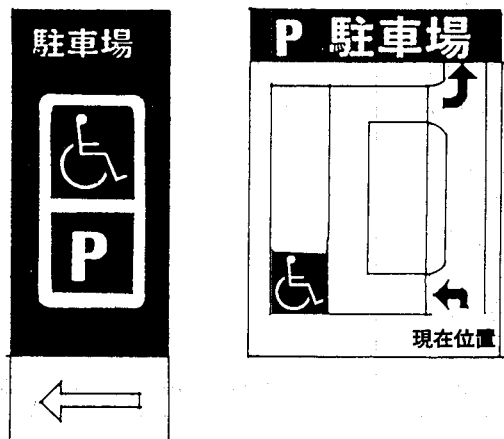
基本的な考え方

自動車は、高齢者、障害者等にとって、自由に行動し、また社会活動に参加する場合にきわめて有効な移動手段です。そのため、障害を持つ人達が利用しやすい駐車スペースを確保することが重要となります。

駐車場まわりと安全な通路



立札による表示例



障害者のための国際シンボルマーク

- 大きさ 10cm角以上45cm角以内
- 色 青地に白マーク又はその逆



●印：県整備基準

公園(5)

案内標示等

整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
1 案内標示の設置	<p>●高齢者、障害者等にも分かりやすいよう設置箇所、表記方法に配慮したものとす るよう努める。</p>	16 案内標示等
2 表記方法	<p>◎大きめの文字や図など分かりやすいデザインのものとする。</p> <p>◎必要に応じ外国語を併記する。</p> <p>◎必要に応じ照明器具を内蔵する。</p> <p>◎必要に応じ点字併用の表記とする。</p> <p>◎高齢者や白内障の黄変化視界でも分かりやすい赤や黒などで表記する。</p> <p>◎案内板には、触知図や音声装置を併用する。</p>	<p>1 案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすよう努めること。</p> <p>2 火災等の非常事態を知らせる非常警報装置を設ける場合においては、当該非常警報装置は、光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常事態を知らせることが出来るものとするよう努めること。</p>
3 設置高さ	<p>◎車いす使用者に配慮する場合、床からの中心高さは90～95cm程度とする。</p>	
4 設置場所	<p>◎誘導用の案内は曲がり角ごとの分かりやすい位置に設置する。</p> <p>◎逆光や反射グレアが生じないよう設置位置、照明に配慮する。</p> <p>◎車いす使用者等の障害者が利用可能な設備や施設にその旨を分かりやすく表示する。</p>	
5 呼出し標示	<p>◎受付等では文字標示と合わせて音声案内、電光掲示を併用することが望ましい。</p>	
6 非常警報装置	<p>●非常警報装置は光、音その他の方法により視覚障害者、聴覚障害者に非常事態を知らせることが出来るように努める。</p>	
7 誘導用音声案内装置	<p>◎必要に応じ音声案内装置を併用する。</p>	

■ハートビル法誘導的基準■

■特に基準の定めはない。

基本的な考え方

案内板は、だれにも分かりやすくするために位置や大きさ、色彩や点字の併用、また、音声や光による誘導など、きめ細かな配慮が必要となります。設置するに当たっては適切な配置計画をし、分かりやすく、かつ通行の妨げとならないようにすることが大切です。

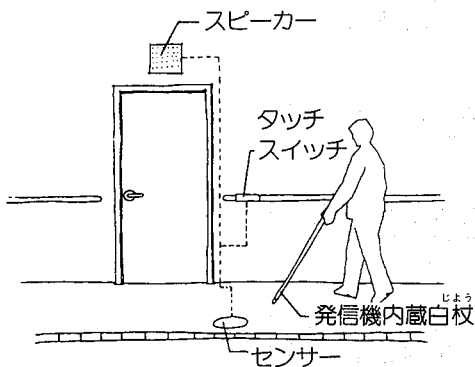
建築物の用途別の火災情報伝達手段

対象物区分	視覚障害者別	緊急発生事実の伝達						緊急情報の伝達（避難情報）				避難方向等の伝達				
		非常ベル	自動式サイレン	自動音声警報	バイブレータ	キセノンランプ	磁気ループ等	非常用構内通報機等	非常放送	自動音声警報	非常文字表示	磁気ループ等	点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	視覚障害者用床材等	光走行式避難誘導
劇場等	視覚障害	○	○	○	○	△			○	○			△	○	○	△
	聴覚障害					○	△				○	△	○			○
社会福祉施設	視覚障害	○	○	○	○	△			○	○			△	○	○	△
	聴覚障害					○	△				○	△	○			○
集会所等	視覚障害	○	○	○	○	△			○	○			△	○	○	△
	聴覚障害					○	○				○		○			○
ホテル等	視覚障害	○	○	○	○	△		○	○	○			△	○	○	△
	聴覚障害					○	○	○			○		○			○

注) ○は、視覚障害者又は聴覚障害者全般に対し有効なもの
△は、光覚を有するもの又は難聴者に有効なもの

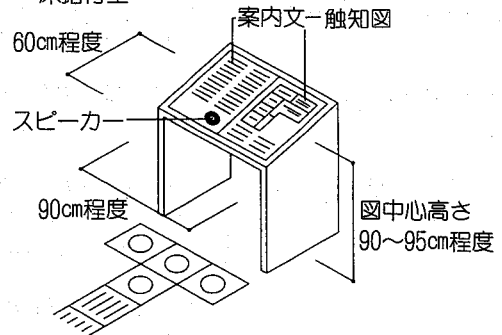
誘導用音声案内装置のしくみの例

・つえ式

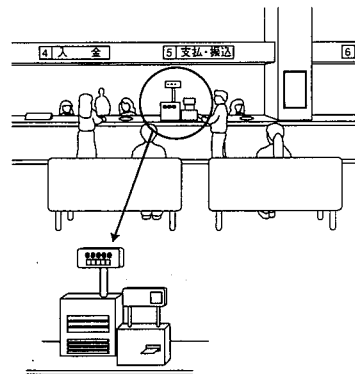
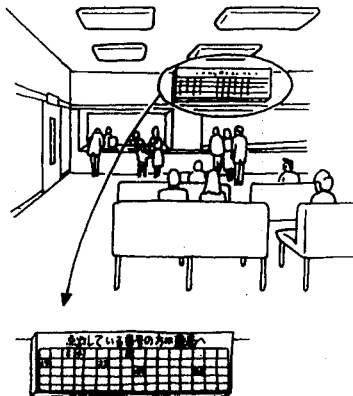


音声付き触知図案内板の例

・床据付型



電光掲示による呼出しカウンターへの例

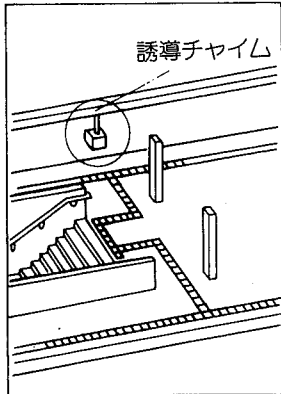


案内標示

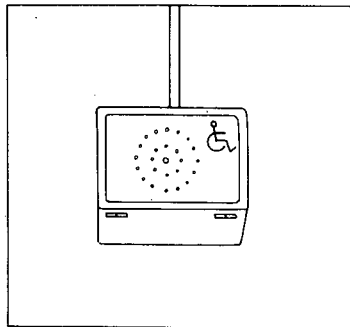
整備のポイント	整備基準の要点 <small>●印：県整備基準 ◎印：配慮の例</small>	宮城県整備基準
1 設置箇所	●設置箇所、表記方法等に配慮したものとす。	8 案内標示
2 表記方法	◎できるだけ大きい文字を使用しはつきりと分かりやすい色彩で表示し、見やすい位置に設け十分な照明設備を設ける。 ◎主要な案内板は必要に応じ外国語を併記する。	案内標示を設ける場合においては、当該案内標示は、高齢者、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置箇所、表記方法等に配慮したものとすよう努めること。
3 主要施設の案内標示	◎主要施設の案内は施設名は、はっきりと表示し、ピクトグラフ(絵文字の標識)を併用する。	
4 目的駅の検索の簡素化	◎駅の切符売り場等における時刻表、案内標示、料金表の文字を大きく見やすいものとする。	
5 点字案内板及び触知図式案内板等	◎駅施設の配置が複雑な場合には、出入口付近に主要な施設配置を表示した点字案内板又は触知図式案内板等を設けることが望ましい。また、音声案内も考慮したインターホンの併設も考慮する。	
6 手すりの点字標示	◎両端及び曲がり角には点字又は記号による案内標示をとりつける。	
7 乗降場(ホーム)での案内	◎入線の際、放送案内のほか電光掲示板などの文字による案内標示を設ける。	
8 視覚障害者誘導用床材等	◎主要施設への案内誘導は視覚障害者誘導用床材、階段、乗降場などの危険の標示は視覚障害者注意喚起用床材を敷設する。 ◎駅の出入口、階段の降り口、点字触知図式案内表示板等の上方には、音声による案内装置や誘導チャイムを設置する。	
9 緊急時の案内	◎緊急時に改札口内外などの見えやすい場所に文字による案内標示を設ける。	

基本的な考え方

公共交通は、高齢者、障害者等の行動範囲を広げるために重要な手段です。目的地までの複雑な経路を安全かつ快適に到達できるようにするには、施設の整備と適切な情報の提供、標示等に配慮することが必要です。



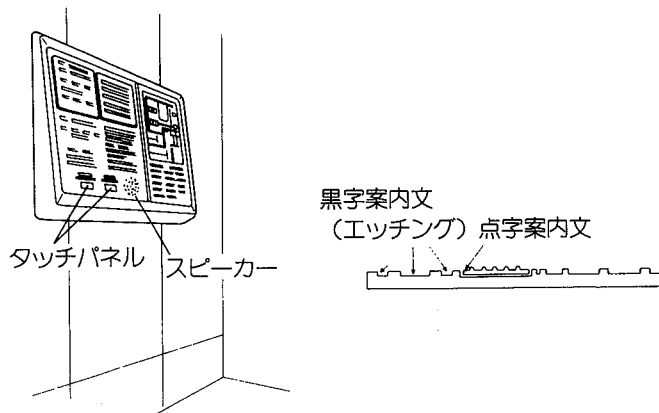
誘導チャイルム



拡大図

- 設置箇所、表記方法等に配慮したものとする

音声触知図案内板の例



- 印：県整備基準

公園(6)

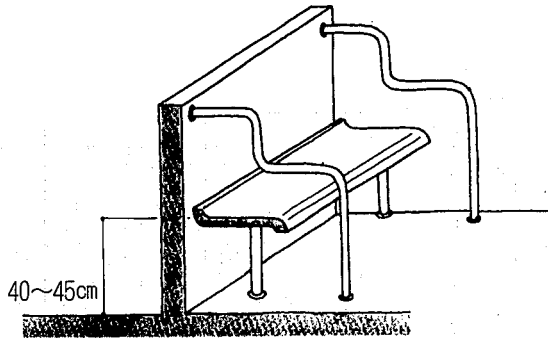
附帯設備

整備のポイント	整備基準の要点 ●印：宮城県整備基準 ◎印：配慮の例	宮城県整備基準
1 ベンチ	◎車いす使用者を考慮したベンチを設ける場合の標準の高さは40cm～45cmとする。ベンチの両端に立ち座り補助・手すり兼用となるようなひじ掛けを設ける。	6 附帯設備 ベンチ、屋外卓、水飲み器、自動販売機その他の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とするよう努めること。
2 野外卓	◎車いすが接近できるよう、使用方向に1.5m以上の水平方向を設ける。 ◎卓の下部には、車いす使用者での利用に支障となるものは避け、車いすのフットレスト及びひざが入るスペースを設ける。 ◎卓間を車いすが移動できるよう2.2m以上の間隔を確保する。	
3 水飲み場	◎飲み口は上向きとし、飲み口までの高さは70～80cm程度とする。また、車いすで利用しやすいように下部に高さ65cm程度のスペースを確保する。 ◎車いすが接近しやすいように1.5m四方のスペースを確保する。	

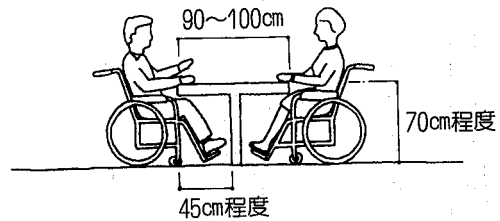
基本的な考え方

附帯設備は構内あるいは自然の雰囲気損なうことなく公園環境に合わせたデザインとし、使いやすく愛着の持てるものとして整備することが望まれます。また、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすることが大切です。

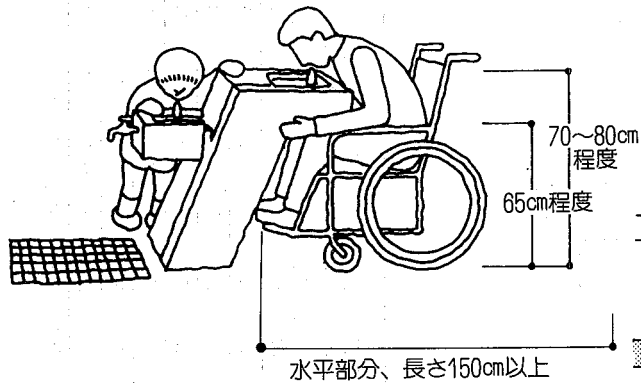
ベンチの例



野外卓の例



水飲み場の例



券売機の例

